

室町時代における大内氏と少弐氏：蜷川家文書「大内教弘条書案」の検討

佐伯, 弘次
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/1936956>

出版情報：史淵. 130, pp.1-25, 1993-03-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



室町時代における大内氏と少弐氏

— 蜷川家文書「大内教弘条書案」の検討 —

佐 伯 弘 次

はじめに

室町時代の守護大名に関する研究は、かつての守護領国制論的な守護大名を極めて大きく評価する見解は消滅し、室町幕府権力の守護に対する規制力の強さ、あるいは守護の室町幕府（将軍）に対する求心性の強さを強調する見解が支配的である。室町時代の政治体制が、室町幕府—守護体制と規定されるゆえんである。守護大名の幕府への求心性の強さは明白であるが、いっぽうで、守護大名による領国形成の動向も全国的に見られる傾向である。守護大名の歴史的評価は、守護領国制論の崩壊後、やや過少評価されていると考える。特に室町時代の地域史を考える場合、守護大名の存在はある程度の意味をもっている。守護大名の領国支配の問題や室町幕府と守護大名との関係は、さらに多面的に検討される必要がある。また、室町幕府—守護体制がいかに関係し、変質・崩壊していくのかも様々な観点から分析されなければならない。守護職は室町幕府—守護体制の根幹をなすものである。本稿では、室町時代にお

る大内氏と少弐氏という西日本の守護大名の対抗関係を素材として、両者の筑前守護職をめぐる対立および室町幕府との関係を考察する。特に、守護職をめぐる抗争における室町幕府の動向や守護職補任の実効性にも注目して、大内氏と少弐氏の関係における室町幕府の規定性とその変化について検討を加えたい。

室町時代において、大内氏と少弐氏は筑前国をめぐる激しい対立・抗争を繰り返り広げた。別稿⁽²⁾において検討したように、中国地方の守護大名であった大内氏は、南北朝期から筑前と関係を有したが、盛見期には莊園・所職の代官請負と幕府料国筑前国の代官就任によって筑前国に進出した。持世期には、幕府権力を背景として、中国・九州地方の奉公衆・国人の軍事力を得て少弐氏を圧倒し、同氏を対馬に追いやるに至った。教弘期には、少なくとも文安四年ごろには筑前国を守護領国化し、守護代・郡代を置いて支配体制を整備した。室町期の筑前守護職の動向については、今後なお検討が必要であるが、室町期を通して、室町幕府権力を背景とした大内氏が優勢であった。室町幕府―守護体制の下では当然の動向であったといえる。

別稿を発表した後、大日本古文書として『蜷川家文書』の刊行が開始され、室町時代の大内氏と少弐氏の動向に関する新史料が活字化された。『蜷川家文書之一』⁽³⁾に五四号文書として収録された「教弘²条書案」(以下、「大内教弘条書案」と称す)は、当該期の大内氏と少弐氏の関係および両者と室町幕府との関係を考える上で極めて重要な史料である。この五か条からなる史料を逐条検討し、従来知られていなかった大内氏と少弐氏の関係を明らかにしたい。次にこの史料の成立時期と作成者を検討することによって、本史料の史料的性格を明確にしたい。こうした作業を行った上で、室町時代における幕府と守護の政治的関係を考察し、室町幕府―守護体制の変質についても検討したい。

一、史料の検討

『蜷川家文書「大内教弘条書案」』は、無年号で、差出書も充所もない文書である。『蜷川家文書之一』の校訂者は、

「コノ文書、未ダソノ年ヲ詳ニセズ、寛正六年六月二十九日以降ノモノナリト雖モ、今姑クココニ収ム、尚、蜷川親元筆ニカカル」という注記を記している。この文書がいつ誰の手によって作成され、どのような経緯を経て、案文が室町幕府政所代であつた蜷川家の家文書に残つたかを明らかにする必要がある。これを究明するためには、その前提作業として、五か条の条文を逐条検討することが必要である。煩をいとわず、史料を逐条引用し、さらに関連史料も提示して、史料の内容を吟味することにした。

(一) 第一条

一、少弐カ事、年久朝敵也、サレハ被成治罰御教書、御旗ヲ給テ、遂対治事五ケ度也、彼 御旗五流内三流ハ、于今所持也、一流ハ、満世討死之時、合戦場ニテ失了、一流ハ、嘉吉元年十月十四日性通奉書見了、少弐カ事、最初ヨリ于今私ノ敵ニアラス、

「少弐カ事、年久朝敵也」「少弐カ事、最初ヨリ于今私ノ敵ニアラス」とあるように、少弐氏が「朝敵」であり、「私ノ敵」ではないことが第一条の主張の基調となつている。本文書が少弐氏と対抗する勢力によつて書かれたことを示している。また、この条書案全体を通して、大内氏が主体となつていることは明らかであり、本文書が大内氏側の人物によつて書かれたことは間違いない。

少弐氏が朝敵であるという根拠として、室町幕府から「治罰御教書」が出され、「御旗」を下されて、少弐を対治（退治）すること五ケ度に及ぶと記している。さらに、下された旗五流のうち三流は現在でも所持していること、残り二流のうち一流は、大内満世が討死した時、合戦場にて失い、もう一流については嘉吉元年十月十四日性通奉書に見えることを記している。室町時代、応仁の乱に至るまで、大内氏と少弐氏は何度も合戦を繰り返している。両者の合戦を、近世史書のみに見えるものは除外して一覧表にすると表(1)のようになる。これらの合戦のうち、室町幕府から治罰御教書・旗ともに下された明証のあるのは、永享五年のみである。嘉吉元年には少弐教頼治罰御教書は下されてい

表(1) 室町時代における大内氏と少弐氏の合戦

年代	西暦	大内氏	少弐氏	備考
応永4	一三九七	満弘(戦死)	貞頼	足利義満願文・少弐対治御教書
応永5	一三九八	義教弘	貞頼	
応永32	一四二五	盛見	満貞	少弐治罰御教書・旗下
永享3	一四三一	盛見(戦死)	満貞	
永享5	一四三三	持世	満貞(戦死)	
永享7	一四三五		嘉頼	少弐治罰御教書下
永享8	一四三六		嘉頼	
嘉吉元	一四四一	教弘	教頼	少弐治罰御教書下

〔大宰府・大宰府天満宮史料〕十二・十三による

るが、後述するように旗は下されていない。応永五年には少弐貞頼対治の御教書が出ており、足利義満の戦勝祈願の願文があること⁶⁾から、旗も下された可能性はある。したがって、治罰御教書・御旗を給付されて対治を遂げること五か度のうち三か度は、応永五年・永享五年・嘉吉元年の三回である可能性が高い。残り二か度については不明である。五回下された旗のうち三流は大内氏の手元にあるが、一流は満世討死の時、合戦場にて失うとある。この大内満世は、『蜷川家文書之一』の注記通り、永享五年四月二十日京都において討死しており、誤りである。『蜷川家文書之一』は「永享三年六月二十八日大内盛見敗死ノ時ノ誤カ」とする。少弐勢と戦い、九州において戦死した大内氏一族は、盛見の他、義弘の弟満弘(応永四年筑前八田において戦死)・持世の弟教祐(永享八年六月二十七日筑前宗像西郷において戦死)の二名⁷⁾がいる。満弘は満世の父であり、文字の類似性からすると満弘の誤りである可能性が高い⁸⁾。

次に「一流ハ、嘉吉元年十月十四日性通奉書見了」の箇所であるが、この「性通奉書」は蜷川家文書に案文がある⁹⁾。

太宰少弐事、被成治罰御教書候、目出度候、次御旗事、定以前可有御所持候哉、然者無用候、仍大友持直・道瑛¹⁰⁾。

親重・菊池元朝・千葉胤鎮并孫太郎等事、度々御治罰之旨、被仰下之間、是又今度不被成御教書候、内々可得其意候、恐々謹言、

十月十四日

性通在判

大内新介殿

大内氏宛の一連の文書案文の中の一通である。この文書が発給される背景は、第三条に詳しい。室町幕府奉行人飯尾貞連（性通）の書状であり、少弐教頼治罰御教書が幕府から出されたこと、御旗と大友持直以下の治罰御教書は出さないことを伝えている。第一条の「一流ハ、嘉吉元年十月十四日性通奉書見了」というのは、本書状の中の「次御旗事、定以前可有御所持候哉、然者無用候」の箇所をさしている。大内教弘に下さるべき旗は、以前下したものを大内氏が所持しているので下さないというのである。本条書案では、御旗五流を幕府から下されたと記しているが、嘉吉元年には下されておらず、実際の下付は四流であった。

(二) 第二条

一、筑前国事、普代知行也、但永享十一年修理大夫持世事、別而被仰出之旨有テ、可上洛仕之由、被仰下之時、上洛ナクテハ不叶之間、言上ノ様ハ、九州事御大儀之間、サラハ少弐ヲ御免アレ、彼仁ト申談テ、可致参洛之由申時、永享十二年二月廿五日、少弐嘉頼ヲ御免ノ御教書被成了、仍則致参洛也、委曲彼御文言二見了、

この第二条は、別稿で検討したように、永享十二年の少弐嘉頼赦免に関する重要史料である。「筑前国事、普代知行也」というのは、大内氏が筑前守護職を代々相伝しているという意味である。しかし、応永期の筑前守護は少弐氏であり、本来は少弐氏が筑前国を「普代知行」していた。したがってこの文言から、大内氏は筑前守護職の少弐氏による「普代知行」の事実を否定し、大内氏の知行の正当性を主張していることがわかる。この主張の背景には、少弐氏による筑前守護職「普代知行」の主張、ないしは筑前守護職還補要求が存在したと推定される。

「但」以下は次のように解釈される。¹² 全国的な反乱の頻発、特に大和越智氏・箸尾氏らの反乱と大覚寺義昭の反乱が契機となり、永享十一年、足利義教は在国中の大内持世に上洛を命じた。これに対して大内持世は、「九州の事が『御大儀』であるので、幕府の追討をうけている少弐嘉頼を赦免していただき、嘉頼と申し談じてから参洛する」と義教に言上した。本条では、翌十二年二月二十五日に少弐嘉頼が赦免され、参洛したことを記すのみであるが、実は大内持世は義教の上洛命令にすぐには応じなかったため、幕府から安芸国所領一所を没収されている。持世の上洛は、赦免後の十二年三月六日以降である。大内氏側は自らに不利になる事実には記さなかった。

「永享十二年二月廿五日、少弐嘉頼ヲ御免ノ御教書」とは、蜷川家文書に案文がある次の文書である。¹³

嘉頼事、頻被申之間、被免訖、自今以後成水魚之思、相互每事致談合、可被抽忠節、但嘉頼猶有別心之儀者、可加治罰之旨、各被仰之、早可有存知之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享十二年二月廿五日

（細川持之）
右京大夫

（持世）
大内修理大夫殿

管領細川持之奉ずる室町將軍家御教書であり、少弐嘉頼の赦免を大内持世に伝えたものである。本文書は先の蜷川家文書二八号(二)飯尾貞連書状案と一連の文書案であり、この一連の文書案が「大内教弘条書案」の具書として室町幕府に上進されたことを物語っている。この將軍家御教書案の冒頭「嘉頼事、頻被申之間、被免訖」の部分は、本条書案第二条の内容と合致している。

この第二条で検討を加えなければならないのは、冒頭の「筑前国事、普代知行也」の部分と、「但」以下の部分がある。どのように意味的に接続するのかということである。前述のごとく、冒頭部分は、大内氏が代々筑前守護であること、をのべたものであり、「但」以下は、永享十二年二月二十五日の少弐嘉頼赦免の経過についてのべている。したがって、一見すると両者は整合的に連続しない。両者を整合的に捉えるには、この第二条が全体として何を主張しているのか

を考へる必要がある。冒頭で大内氏の筑前守護職補任の正当性をのべていることは、大内氏と対立する側すなわち少弐氏が筑前守護職の知行の正当性を主張していることを推定せしめる。この少弐氏側の主張に対して、大内氏が反論したのである。そして、大内氏側が永享十二年の少弐嘉頼赦免の事実特にこだわるのは、少弐氏側がこの事実をもつて、筑前守護への還補を主張したからではなからうか。これは第四条とも関連するので、そこでさらに検討する。

(三) 第三条

一、以此分、永享十二年持世上洛之処、嘉吉元年普広院殿様ノ御後、左京大夫入道教弘播州へ発向ノ為ニ、芸州マテ進発アレハ、ハヤカテ其間ニ、少弐被仰付ツル 上意ノ旨ヲ違背シテ、筑前国事ハ不及申、豊前国ニ乱入シテ、長門国堺赤間関辺マテ及競望、則九州令錯乱之間、教弘芸州ヨリスクニ豊前国へ渡海有テ、即時ニ遂対治了、仍少弐已下凶徒、至対馬国悉没落了、其已後モ、彼等雖出張、毎度即時追討了、

冒頭の「以此分、永享十二年持世上洛之処」の部分であるが、永享十二年三月六日、大内持世は阿蘇惟忠に対して「兼又我々事、为上洛下松と申所まで罷越候之処、上使下着之間、可令逗留之由被仰出候、仍於当津彼兩人相待候」とのべている。⁽¹⁵⁾したがって、在国中の大内持世は、永享十二年二月二十五日の少弐嘉頼赦免の情報を得た直後に上洛を決意し、周防国下松まで到ったが、九州上使飯尾為行・同貞連兩名の下着を待つように幕府から命じられたので、下松において上使兩名を待ったのである。おそらく、上使と対面の後、大内持世は上洛したと考えられる。

次に「嘉吉元年普広院殿様ノ御後、……：教弘芸州ヨリスクニ豊前国へ渡海有テ、即時ニ遂対治了」の部分を検討しよう。「嘉吉元年普広院殿様ノ御後」とは、嘉吉元年六月二十四日の赤松満祐による足利義教暗殺事件（嘉吉の乱）の後を意味する。嘉吉の乱直後の動向を年表化したのが表(2)である。これによると、幕府の態勢が整い、赤松満祐討伐が本格化するのには七月に入ってからであり、各国の国人が守護に率いられて赤松軍と戦っている。戦闘の決着がつくのは九月十日で、翌閏九月に論功行賞が行われている。

表(2) 嘉吉の乱後の動向(嘉吉元年)

月日	記事
6・24	赤松満祐、足利義教を殺し、播磨に走る
6・26	諸將、幕府に会議し、義教の子千也茶丸(義勝)を立て、管領細川持之を輔佐となす
7・11	幕府、細川持常・赤松貞村らを遣し、摂津より進みて赤松満祐を伐たしむ
7・25	赤松貞村、同満祐を兵庫に破る
7・28	幕府、山名持豊・河野通直らを遣し、丹波・但馬より進みて赤松満祐を伐たしむ
7・28	大内持世卒す。教弘嗣ぐ
8・1	幕府の請により、赤松満祐父子追討の論旨を下す
8・18	細川持之、和田盛助をして和泉守護細川教春に属し、赤松満祐を伐たしむ
8・19	細川持常・赤松貞村・細川持親ら、播磨塩屋関を焼く
8・21	美作における赤松満祐敗軍の報、幕府に至る
8・23	細川持常ら、赤松教康と播磨に戦う
8・30	山名教豊ら、赤松満祐の兵と播磨に戦う
9・5	山名持豊、播磨堀城を攻略。赤松満祐父子、同国木山城に通る
9・10	山名持豊ら、播磨木山城を攻略。赤松満祐自殺す
閏9	是月、幕府、赤松満祐討伐の功を論じ賞を行う

『史料綜覧』巻七より)

表(2)にもあるように、大内持世はこの六月二十四日の足利義教暗殺の場に同席しており、その時うけた傷がもとで七月二十八日に没した。「左京大夫入道教弘播州へ発向ノ為ニ、芸州マテ進発アレハ」とあるように、持世の跡を継承した教弘は、赤松満祐討伐さらには幕府による上洛命令に応えるため、周防から安芸に到った。この時、「少弐被仰付ツル上意ノ旨ヲ違背シテ、筑前国事ハ不及申、豊前国ニ乱入シテ、長門国堺赤間関辺マテ及競望、則九州令錯乱」という事態となった。少弐氏(教頼)が「上意」すなわち幕府の赤松討伐命令に背き、筑前・豊前に乱入し、長門国

堺にあたる赤間関を攻略しようとしたのである。「九州錯乱」という状況であった。少弐氏は永享十二年に赦免されたが、筑前守護に還補されたのではないので、嘉吉の乱の勃発、さらには大内持世の死という好機をとらえ、筑前・豊前の実力的支配を意図したとも考えられる。この大内氏側の主張を裏付けるかのように、少弐嘉頼は嘉吉元年八月以降、筑前・肥前・豊前の国人・寺社に対して、安堵状・寄進状を發給している。¹⁶ところが少弐氏を援助する立場にあった対馬の宗貞盛も、嘉吉元年六月一日、家臣に対して筑前国早良郡山門庄代官職等を宛行っている。六月一日は嘉吉の乱以前である。したがって、少弐氏・宗氏の北部九州における蜂起は、当初嘉吉の乱とは無関係に行われた旧守護管国回復Ⅱ大内氏排除の活動であり、蜂起直後に嘉吉の乱がおこり、規模が拡大したと解釈することができる。第三条に見える「九州錯乱」という文言は、他の史料にも見えている。¹⁷

少弐氏・宗氏の蜂起による九州錯乱に際し、大内教弘は「芸州ヨリスクニ豊前国へ渡海有テ、即時ニ遂対治了」という行動をした。同年九月二十七日付飯尾貞連書状案に、大内教弘が上洛のため九月八日に乗船し、その後安芸に到着したことが記されており、この条書案の記事を裏付けている。同年十月五日、室町幕府は次のような將軍家御教書を豊前国人佐田盛景に發給した。¹⁸

九州事、就錯乱、為大内新介合力、差置在所、令渡海^{云々}、尤神妙、早可被致戦功之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉元年十月五日

^{備前特之}
右京大夫（花押）

佐田因幡守殿

豊前国人佐田盛景は、少弐氏の蜂起によって「九州錯乱」という状況になった時、大内教弘合力のため、在所を差し置いて「渡海」したのである。この在所とは、佐田氏の豊前国内の居所と考えられるので、豊前から渡海する先は対岸の長門と考えられる。豊前国は南北朝後期に大内氏の守護管国となって以来、大内氏と関係が深い。盛見以降、守護領国化が進展し、大内氏は代々守護職を世襲した。このため、豊前国人と大内氏との関係は緊密であった。こうし

た関係によって、佐田氏は大内教弘に味方すべく本拠を離れ、長門に渡海したのである。

佐田盛景は嘉吉元年十月二十三日、十月五日付將軍家御教書に対する請文を提出している。⁽²¹⁾ その中で盛景は、「抑就渡海事、忝被仰下候、面目之至、余于身候、弥可抽戦功候」とのべている。この文言は、佐田盛景の大内教弘に対する忠節が、室町幕府に対する忠節でもあったことを示している。守護大内氏への求心性は、幕府―守護体制の枠組みを通して幕府への求心性にもなりえたのである。このほか、室町幕府は嘉吉元年十月十四日、毛利氏に対して「九州事、不日令進発、合力大内新介、可被抽忠節之由」を命じている。⁽²²⁾ これと同日付で出されたのが、次の蜷川家文書中の將軍家御教書案である。⁽²³⁾

太宰少弐教頼治罰事、各被成御教書畢、次豊後国残党事、子細同前、不廻時日、可被加退治之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉元年十月十四日

大内新介殿

右京大夫

この文書は、少弐教頼治罰御教書が発給されたことを大内教弘に伝達し、「不廻時日、可被加退治之由」を命じたものであり、治罰御教書そのものではない。しかし、同年十月十四日に少弐教頼治罰や豊後国残党追討の命令が幕府から発せられており、幕府による少弐教頼治罰もこの時を起点とすると考えられる。すなわち、嘉吉の乱の論功行賞も終り、一段落ついたところで幕府は少弐教頼治罰命令を発したことになる。これは大内氏側の申請によるものと考えられる。

第三条では、「教弘芸州ヨリスクニ豊前国へ渡海有テ、即時ニ遂対治了」とあり、教弘が安芸から引き返し、豊前に渡海して即時に少弐教頼を退治したとしている。しかし、少弐教頼の発給文書は、嘉吉元年八月から同三年三月まで、筑前・豊前・肥前関係文書に残っており、少弐氏も根強く抵抗したことが推定される。最終的には、「仍少弐已

下凶徒、至对馬国悉没落了」とあるように、少弐教頼は対馬宗氏のもとに逃れた。その間、嘉吉二年三月には筑前国千手城・馬見、同七月には筑前国金井山手と筑前各地で合戦が続いている。嘉吉二年と比定されている五月二十七日細川持之書状⁽²⁵⁾(洪川教直宛)に、「就少弐退散事、御注進之趣、委細九州静謐^(目)明出候」とある。この文書の年代を信ずれば、嘉吉二年五月二十七日以前に少弐教頼は退散し、「九州静謐」という状況になっていたことになる。この後、室町幕府は次のような將軍家御教書を九州国人に発給する⁽²⁶⁾。

太宰少弐教頼・大友中務大輔持直・大内孫太郎教幸等事、相尋落所、不日被加治罰之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉二年十二月十五日

^(糸山持國)
沙弥(花押)

志賀民部大輔殿^(親賀)

室町幕府が、少弐教頼・大友持直・大内教幸らの落所を尋ね、治罰を加うべきことを命じた治罰御教書である。これと同日付・同内容の文書が志賀親昌に対しても出されている。嘉吉二年五月二十七日以前に少弐教頼は退散し、この十二月の段階で行方不明となっていたため、大友持直らと同様、落所を尋究し、治罰を加うべきことが命じられたのである。特にこの十二月十五日將軍家御教書では、大内教弘の兄教幸が治罰対象者に入っていることが注目される。持世没後の大内氏に家督継承をめぐる内紛があり、教幸は教弘側から排除されたものと考えられる。また、第三条の末尾では、嘉吉元年以降も少弐氏は筑前に度々出張したけれども、その度に即時撃退したことをのべている。

以上のような嘉吉の乱から同二年に至る大内氏と少弐氏の関係は、朝鮮の史料である申叔舟『海東諸国紀』⁽²⁸⁾(一四七一年)にも記されている。

今天皇嘉吉元年辛酉、大臣赤松作乱、国王徵兵諸州、小二殿不至、国王命大内殿討之、嘉頼兵敗奔肥前州平戸源義所居、尋投対馬島美女浦、対馬島亦其所管、大内殿遂尽有小二所管筑前州博多宰府等地、後嘉頼欲復旧地、拳兵而

往至上松浦、大内殿迎撃、敗之、嘉頼奔還対馬、

少弐嘉頼の没したのは、永享十三年（嘉吉元）正月九日であるので、この『海東諸国紀』の記事は、嘉頼を教頼と訂正しなければならない。その点を除外すると、この記事は第三条の内容とも基本的に合致している。また、第三条では、「仍少弐已下凶徒、至対馬国悉没落了」とあって、少弐氏がすぐに対馬に没落したことを記しているが、『海東諸国紀』は、少弐教頼（文中では嘉頼）がまず平戸の源義のもとに逃れ、その後対馬島美女浦（三根浦）に退却したことを記している。後者の方が記述が詳しい。その後、少弐氏が旧地回復のため度々九州に出兵したが、大内氏のために失敗に終わったことは、第三条の末尾の部分と同一である。

（四） 第四条

一、少弐力事、若已前御免、又ハ筑前国ヲ御還補ノ様ニ申事アラハ、永享十二年二月廿五日御教書事タルヘシ、ノレハ其後嘉吉元年背 上意之旨、又御教書ニ見了、

冒頭の「少弐力事、若已前御免、又ハ筑前国ヲ御還補ノ様ニ申事アラハ」という箇所は、少弐氏側の主張を明瞭に物語っている。少弐氏は、幕府から赦免されたことと、筑前国の還補すなわち筑前守護職の返付をうけたことを主張しているのである。第二条を検討した時、大内氏は、少弐氏による筑前守護職の譜代知行の事実を否定し、大内氏の知行の正当性を主張していること、およびこの時少弐氏が筑前守護職の知行の正当性を主張し、大内氏がこれに反論したことを推定した。第四条は、その推定の傍証となるものである。

第四条の後半部は、大内氏の反論の内容である。「少弐力事、……………永享十二年二月廿五日御教書タルヘシ」の部分は、少弐氏が赦免の事実や筑前国還補を主張するならば、それは永享十二年二月二十五日將軍家御教書（二）で引用に基づいて主張しているのであり、この將軍家御教書は筑前国還補の史料ではなく、少弐嘉頼赦免の事実のみを物語っていることを主張している。しかも、赦免の事実も「其後嘉吉元年背上意之旨、又御教書ニ見了」とあるように、嘉

吉元年に教頼が上意に背いたために帳消しになったと主張するのである。この「御教書」とは、(三)で引用した嘉吉元年十月十四日室町將軍家御教書案であり、特にその冒頭の「太宰少武教頼治罰事、各被成御教書畢」の部分、「背上意」の文言を証明している。第四条で大内氏は、少武氏の主張する赦免・筑前国還補をいずれも否定しているのであり、これは第一条の「少武カ事、年久朝敵也」「少武カ事、最初ヨリ于今私ノ敵ニアラス」という大内氏の主張と対応している。

以上のように、大内氏は一貫して少武氏の筑前守護職還補の事実を否定しているが、はたしてこれは事実在即した主張であろうか。永享十二年二月二十五日の少武嘉頼赦免の御教書は、赦免の事実しか記しておらず、大内氏の主張するように筑前守護職の還補の史料ではない。しかし、永享十二年八月三日付の宗盛国の文書が博多関係史料に残っており、少武氏側は筑前国内にある程度勢力を回復したと考えられる²⁹。また、文安二年には少武教頼が筑前守護に還補された明証がある³⁰。これにともない、文安二年二月から八月にかけて宗氏・少武氏の文書が筑前国関係で検出される。少武教頼は、短期間ではあるが筑前守護としての活動をしているのである。敵対勢力である大内氏がこの事実を知らないはずはなく、少武氏に反論するために、不利な事実を隠蔽したのである。逆に、「筑前国ヲ御還補ノ様ニ申事アラハ」というのは、少武氏が文安二年の筑前守護職還補の事実を主張し、筑前国知行の正当性を主張したことを推定せしめる。

(五) 第五条

一、東西条事ハ、寛正六年六月廿九日 御判頂戴、別而御文言一段御明鏡之上者、巨細申マテモナシ、

この東西条は、大内氏領であった安芸国東西条をさす。「寛正六年六月廿九日御判」とは、蜷川家文書にある足利義政御判御教書案である³²。

御判
御教書

安芸国東西条事、雖被宛行武田大膳大夫信賢、就越訴、兩方糺決之処、云文書道理、云知行年記、理運不能左右上者、於所給信賢 御判者、被召返畢、早任当知行之旨、大内左京大夫入道教弘領掌不可有相違之状如件、

寛正六年六月廿九日

安芸国東西条は、安芸分郡守護武田信賢に宛行われていたが、大内氏側が越訴したので幕府法廷で審理された。その結果、「文書道理」「知行年記」いずれも大内氏に道理があるということになったので、武田信賢に与えていた御判は召し返された。早く当知行之旨に任せて大内教弘が知行すべきである、という内容である。本領安堵（返付）の御判御教書である。

これについては、小早川文書に関連史料がある。

安芸国東西条事六九三

度々御成敗之処、于今不事行之条、太不可然、所詮、为使節小早川信俊後守令下向、申含大内龜童政弘、可被渡付武田大膳大夫信賢代、若尚有難洪之儀者、不能註進之、莅彼在所、相催方々輩、沙汰居之、可被帰参矣、

○飯尾之種の裏花押あり

これによると、安芸国東西条が武田信賢に宛行われたのは寛正二年であることがわかる。寛正六年の御判御教書に「越訴」という表現があることから、大内氏と武田氏の間で東西条をめぐる相論があり、寛正二年に幕府の裁定によって武田氏が勝訴したことが推定できる。引用した小早川文書によると、その打渡がうまくいかず、小早川・宮内氏に使節として遵行するように命令が出たのである。打渡が出来ない理由は、大内氏が東西条を實力で知行しつづけたからであろう。これが小早川文書にいう「難洪」である。大内氏はその後、「越訴」という形で幕府に訴え、再審理の結果、大内教弘が勝訴し、大内氏に安堵されたのである。御判御教書に「早任当知行之旨」という文言があるため、寛正二年の敗訴後も大内氏は東西条の知行を継続したと考えられる。

引用した足利義政御判御教書案は、「大内教弘条書案」に添付された具書であったと考えられる。「別而御文言一段御明鏡之上者、巨細申マテモナシ」とあるように、大内氏の安芸国東西条の知行の正当性を証明する文書である。

この第五条は、少弐氏との対抗関係を記した一条―四条とは質的に異なる条文である。この条書案を大内氏側の反論書と見た場合、安芸国東西条についても大内氏と係争する者があり、これを排除することが第五条の主旨と考えられる。その相手は、地理的にみて少弐氏とは考えられず、安芸国内の領主、特に武田氏である可能性が高い。

(六) 文末

本条書案の文末には、「已上、御支証案文有之」という文言がある。この条書案に付随して、「支証案文」すなわち証拠となる関係書類の案文があるという意味である。各条文の検討においても随時言及したが、それらを総合して検討しよう。まず、第一条から第五条まで引用されている文書は次の通りである。

表(3) 「大内教弘条書案」に見える文書

条文	文書	蜷川家文書の番号
一条	嘉吉元年十月十四日性通奉書	二八号(一)
二条	永享十二年二月廿五日少弐嘉頼ヲ御免ノ御教書	二八号(四)
四条	永享十二年二月廿五日御教書	々
四条	嘉吉元年背上意之旨又御教書	二八号(一)
五条	寛正六年六月廿九日御判	五三号

計五通であるが、三番目と四番目の文書は同一のもので、計四通となる。表(3)に示したように、四通いずれも蜷川家文書中に案文が現存する。したがって、これらが文末の「御支証案文」に相当するのは明らかである。特に二八号文書は、(一)嘉吉元年十月十四日室町將軍家御教書案(大内教弘宛)、(二)嘉吉元年十月十四日飯尾貞連書状案(大内教弘宛)、(三)嘉吉元年九月廿七日飯尾貞連書状案(大内教弘宛)、(四)永享十二年二月廿五日室町將軍家御教書案(大

内持世宛)の四通からなる。いずれも同筆で、一枚の継紙に連続して書かれており、一連の案文であることを示している。(三)飯尾貞連書状案は、本条書案には所見がないが、内容からすると、嘉吉元年九月、大内教弘が上洛するため安芸まで進発したことの徴証として作成された案文である。

五条の検討の際に引用した寛正六年六月廿九日足利義政御判御教書案は、豎紙一紙に写されており、二八号の一連の案文とは別紙になっている。しかし、二八号と五三号は同筆と考えられ、同一人物の手になると考えられる。これらの案文が同時期に作成されたことは明白であるから、大内氏からの提出後、室町幕府関係者によって写されたものと推定できる。

さらに、これら二紙五通の案文の発給者はいずれも室町幕府関係者である。充所はいずれも大内氏である。すなわち、これらの案文は、大内氏のもとに集積され、保管されていた家文書の中から、関係文書だけを選んで作成されたことが判明する。本条書案が大内氏側が記した文書であることを考えれば、その具書として大内氏の家文書の中から案文が作成されたのは当然のことであった。大内氏のもとには「山口殿中文庫」³⁵があり、文書や書籍が保管されていた。室町幕府発給文書を含む家文書もそこに保管されていたと考えられる。蜷川家文書に残る本条書案の具書案文は、現在伝わらない大内氏の家文書の一端をも示している。

二、「大内教弘条書案」の史料性格

(一) 成立時期

「大内教弘条書案」の成立時期について検討する。『蜷川家文書之一』が記すように、本文書が第五条にある寛正六年(一四六五)六月廿九日以降のものであることは明らかである。応仁元年(一四六七)五月、応仁の乱がおこった。大内政弘は西軍の有力武将として東上し、七月二十日には兵庫に到着している。この年、対馬にいた少弐教頼は

宗盛直と共に蜂起し、対馬島兵を率いて筑前に入ったが、大内氏らのために敗死した。少なくともこれは応仁元年十月二十八日以降のことである。⁽³⁶⁾ 大内氏と少弐氏の関係を記した「大内教弘条書案」には、応仁の乱や少弐教頼の敗死についての記事は見られない。したがって、本条書案の下限は一応、応仁元年五月とすることができる。

さて、本条書案に見える寛正六年六月二十九日という時期は、大内氏にとってどのような時期であったのか。これを検討することで年代の幅をさらに限定したい。寛正五年十一月十三日、室町幕府は大内教弘に対して細川氏と対立する伊予の河野通春を討たせた。翌六年六月、大内教弘は兵を伊予に進めたものの、幕府の命に背いて河野通春を助

表(4) 寛正六年の大内氏をめぐる動向

月日	記事
5・8	教弘、剣・銭を幕府に進む
5・26	幕府、銭千貫文を教弘に借り、遣明船の費に充つ
6・14	教弘、豊皮を幕府に献ず
6・25	幕府、細川勝元の請により、近国諸将をして河野通春を討たしむ。教弘、兵を率いて伊予に至り、陰に通春を助く
6・29	教弘、幕府に反し、通春を助く
7・25	幕府、教弘をして大嘗会段銭を九州諸国に課せしむ
7・26	足利義政、医師を遣して教弘の病を療せしむ
8・26	大内氏の将陶弘正、安芸国府に戦死す
9・3	教弘、伊予興居島にて病死す
9・5	大内氏の軍、小早川領内に戦いて勝たず
9・11	幕府、使僧を伊予に遣し、政弘をして兵を止めしむ
9・16	政弘、河野通春を助けて、伊予井付に戦う
10・22	幕府、細川勝元の請により、大内政弘追討の令を発す
10・26	幕府、吉川経基をして、政弘追討の軍を催さしむ
11・21	細川勝元、書を小早川濶平に与えて、政弘追討を催促する

けた。表(4)は寛正六年の大内氏の動向を年表化したものである。大内教弘は、出陣中の伊予興居島で九月三日病死している。したがって、本条書案の成立が寛正六年九月三日以前であれば、作成者は大内教弘の可能性もあるが、九月四日以降であれば別人ということになる。

大内氏と室町幕府との関係を考えると、大内教弘が河野通春に味方した六月以降においても、大嘗会段銭を教弘に賦課せしめているように、室町幕府の追討はうけていない。次の文書は、九月十八日に伊勢貞親が出した書状⁽³⁷⁾である。就与州之儀、御合力不可然旨、先度被仰遣候処、剃自身渡海之由被聞召之間、被下御書候、所詮早速被止御合力之儀、御帰国可然存候、恐々

(九月十八日)
今日

謹上 大内左京大夫入道殿

同新介殿

本書状は、大内教弘・政弘父子に対して河野通春への合力を止め、帰国をするよう要請したものである。九月十八日の時点においても、大内氏は幕府から追討をうけていないことが判明する。室町幕府が大内氏の追討を決定したことがわかるのは次の史料⁽³⁸⁾である。

大内新介政弘治罰事、不日令発向、可被致忠節之由、所被仰下也、仍執達如件、

寛正六年十月廿六日

(高山教弘)
尾張守(花押)

吉川次郎三郎殿

管領島山政長奉ずる室町將軍家御教書であり、内容的には大内政弘治罰御教書である。この文書と同日付・同内容の將軍家御教書が小早川濙平に対しても出されている⁽³⁹⁾。この大内政弘治罰の決定は、細川氏の工作によって十月二十二日になされたらしく、同日には細川氏一族が足利義政に太刀を献上している⁽⁴⁰⁾。寛正六年十月二十二日に大内政弘治

罰の決定がなされ、十月二十六日付で安芸国人に対して政弘治罰御教書が出されたのである。「大内教弘条書案」は、この河野氏合力による大内氏の治罰について言及していない。さらに治罰決定の十月二十二日以降は、条書案のような少弐氏に対する反論書を幕府に提出する状況にはないだろう。大内政弘治罰の情報が大内氏のもとに伝わるには若干の日数を要したと考えられるが、本条書案の下限を寛正六年十月二十二日としておきたい。これによって作成時期は、同年六月二十九日から十月二十二日に至る四か月間に限定された。

この四か月間に、大内氏と少弐氏が筑前国をめぐって訴訟を行うような事実が確認できるだろうか。次の『親元日記』寛正六年九月十一日条はその事実を明らかにする。

九州少弐方江御状事、以備前殿奉之、大概案文有之、小文也、

就筑前国事、御注進之趣、即奉行人致披露之処、重而被成下奉書候、目出候、早々御入国可然候、将又鷲眼二千正給旨、尤以祝着之至候、恐々、

(寛正六年九月十日)

九十

(伊勢貞親)

謹上 大宰少弐殿教額比一通小倉入道二渡之、

この史料から、①少弐教頼が筑前国の事につき、室町幕府に何らかの注進を行ったこと、②この注進を奉行人が将軍に披露し、重ねて奉書が下されたこと、③その事を伊勢貞親が賀していることがわかる。「早々御入国可然候」というのは、少弐教頼に対して筑前に早く入国するように指示しているのである。当時の筑前守護は大内氏であり、少弐教頼は対馬にいて宗氏の庇護をうけていた。したがって、少弐教頼が行った筑前国に関する注進とは、筑前国の還補申請であつたと考えられる。室町幕府はこれを認め、少弐教頼に筑前守護職を還補したのである。⁽⁴⁾伊勢貞親はこれをふまえて、少弐教頼に対馬から筑前に入国するように指示したのである。

次に、この少弐教頼の筑前守護還補申請を誰がいつ室町幕府に伝えたのかを検討しよう。『親元日記』のこの前後

の記事を見ても、少弐氏の家臣が教頼の注進状を幕府に提出したという記事はない。

一、自宗刑部少輔方、御礼事、近年御分国之路路依不頼候、遅々之由申候、事実候者、不可然候、無其儀候者、早々

御礼可申之旨、被仰達候者、可然候、恐々、

(寛正六年六月五日)
六五

謹上 大内左京大夫入道殿 (兼弘) ④

伊勢貞親が大内教弘に充てた書状である。対馬島主宗成職が室町幕府へ御礼を行おうとしているが、大内氏の分国中の通行が困難であるので、使者の上洛が遅れていることを伝えている。分国中の通行が困難であることが事実ならば通行を円滑にするように、それが事実でなければ早く御礼をするように宗成職に伝達すべきことを命じている。寛正六年六月当時、対馬の宗成職が使者を室町幕府に派遣しようとしたが、大内氏が瀬戸内海の交通を押えているため、通行できないことを物語っている。安芸から伊予にかけては、河野方と細川方の合戦が続いており、大内氏が西瀬戸内海の海上を押えていたため、使船の通行が順調にいかなかったのである。

宗刑部少輔進物船事、於小浜津着岸、自然之時宜無御等閑候者、可喜存候、恐々、

(成徳)
今日 (寛正六年七月十二日)

(伊勢貞親)
貞一

伊賀次郎左衛門尉若州小浜之代官 殊在国也、④

この史料に見られるように、室町幕府に対する宗成職の進物船は、大内氏が押える瀬戸内海を避け、日本海ルートによって、七月十三日以前、若狭国小浜に着岸した。この書状は、伊勢貞親がその処置を小浜代官伊賀次郎左衛門尉に指示したものである。宗成職の使者は七月十三日以降間もなく京都に到着したと考えられる。これ以後、対馬宗氏関係の記事は『親元日記』には見えず、九月十一日条の少弐教頼筑前守護還補の記事が突如あらわれるのである。この対馬島主宗成職の幕府への遣使と少弐教頼筑前守護還補を整合的に捉えるならば、次のようになるだろう。寛正六

年七月十三日以降、宗成職の使者が若狭から室町幕府に到着し、御礼と進物を行った⁴⁵。その時、同時に筑前守護還補を訴える少弐教頼の注進状も提出し、幕府に還補を訴えた。幕府ではこれを審議し、大内教弘の伊予河野通春合力が明確になっていたこともあり、九月十日、少弐教頼への筑前守護還補を認めた。

先に「大内教弘条書案」を、少弐氏による筑前守護還補要求に大内氏が反論したものと推定したが、少弐氏が幕府に提出した訴状とは、七月十三日以降、宗成職の使者が幕府に提出した少弐教頼注進状であると考えられる。したがって、この条書案の上限は寛正六年七月十三日ということになる。本条書案作成の正確な期日は不明であるが、寛正六年七月十三日から十月二十二日までの間、少弐教頼の筑前守護還補を求める注進状の提出や筑前守護還補の決定を契機として、大内氏によって作成されたと推定できる。

(二) 作成者

『蜷川家文書之一』では、「大内教弘条書案」という題名から、本文書の作成者（発給者）を大内教弘と見ていることがわかる。先述のごとく、大内教弘は寛正六年九月三日に伊予で病死している。作成の時期がこれ以前であれば大内教弘の可能性もあるが、これ以降であれば子の大内政弘の可能性が高くなる。

本条書案中に登場する大内氏関係の人物としては、満世（第一条）・修理大夫持世（第二条）・左京大夫入道教弘（第三条）の三名がいる。文書の作成者に擬せられている大内教弘であるが、「左京大夫入道教弘、播州へ発向ノ為ニ、芸州マテ進発アレハ」「教弘、芸州ヨリスクニ豊前国へ渡海有テ、即時ニ遂対治了」とあり、大内持世と同様、一人称ではなく三人称的に記されている。内容からすると、教弘よりも政弘の方が作成者として妥当であると考えられる。すなわち、本文書は「大内教弘条書案」とするよりも、「大内政弘（カ）条書案」とする方がより正確であろう。

『蜷川家文書之一』五四号文書の解説によると、本文書は蜷川親元の筆蹟であるという。蜷川親元は、室町幕府政所執事伊勢貞親・貞宗の被官で、寛正六年ごろは御庭水番・御物奉行を勤め、文明五年八月に政所代に就任している⁴⁶。

大内氏によって書かれ、室町幕府に提出された文書が、幕府関係者によって案文が作成されたのである。案文作成の目的は明らかではない。具書案も同時に案文が作成されたと考えられる。こうした事情によって、一連の關係文書が蜷川家文書の中に伝来したのである。なお、本来、この条書の原本には日付と差出書が存在したと考えられるが、案文が作成された時点で省略されたものであろう。

(三) 史料の性格

以上の考察を要約すると、本史料は、寛正六年七月十三日から十月二十二日までの間に大内政弘が作成した条書の案文である。文書作成の直接の契機は、寛正六年七月の少弐教頼の筑前守護還補要求ないし九月の筑前守護還補であった。少弐氏側の主張に対する大内氏側の反論書であり、いわば陳狀的文書と規定することができる。

おわりに

以上、蜷川家文書「大内教弘条書案」を検討することによって、永享期から嘉吉期における大内氏と少弐氏との關係、さらには両者と室町幕府との關係、寛正六年における三者の關係を明らかにした。特に、寛正六年の動向は、室町幕府の意図、伊予河野氏の乱と大内氏の活動、少弐氏・宗氏の動きなどが複雑にからまったものであることが判明した。さらに、応仁の乱を予測⁽⁴⁾させるような動きが瀬戸内海周辺でおこっていた。大内政弘が西軍に味方したのは、河野通春が細川勝元（東軍の主将）と抗争していたからで、当然の選択であったと考えられる。

本稿で検討した永享期から寛正六年にかけての筑前国をめぐる大内氏と少弐氏の対立抗争は室町幕府の存在を抜きに考えることはできない。両者が室町幕府―守護体制の枠組みの中で抗争をしているからである。しかし、永享―嘉吉期の両者と室町幕府の關係と、寛正六年のそれとは、質的に差がある。永享―嘉吉期すなわち義教將軍期の前後においては、室町幕府の支持を得た大内氏が終始少弐氏を圧倒した。大内氏は独力で少弐・宗氏の勢力を排除したの

ではなく、室町幕府の支持によって勝利したといつてよい。大内側には、室町幕府によって動員された中国・九州の奉公衆・国人が多数参加したからである。少弐治罰御教書と室町幕府の旗は、奉公衆・国人を大内氏の下に結集させる重要な機能を担った。この時期は、九州における反幕府の勢力を討伐する機能が体制的に維持されていたのである。その体制こそが幕府―守護体制であった。守護大名たちが守護職をめぐる争いに勝利するためには、まず室町幕府の支持を得ることが必要であった。これが室町期の守護たちを室町幕府に求心的たらしめた一つの要因であった。

しかし、寛正六年の段階になると事情が変わっていた。大内氏が幕命に背き、河野通春に味方して細川氏を中心とする幕府勢力と戦った。幕府は、大内氏の分国筑前を、少弐氏の要請によって同氏に還補し、大内政弘治罰御教書を発したが、大内政弘を屈伏させることはできなかった。寛正六年九月に筑前守護に補任された少弐教頼が筑前に入国したのは、応仁の乱勃発の応仁元年であり、大内・大友両氏のために筑前で敗死した。文安二年に筑前守護に補任された時、筑前に入国し、筑前支配を再開した少弐氏が、寛正六年には、二年間も入国できず、結局大内氏の勢力によって排除されているのである。その変化の要因として、室町幕府権力の弱体化と守護領国支配の強化をあげることができ。この時期、地方における室町幕府―守護体制の枠組は明らかに解体しつつあったのである。

[注]

- (1) 田沼陸「室町幕府・守護・国人」(『岩波講座日本歴史』中世三、一九七六年)。なお、守護領国制に関する研究史は、今谷明『守護領国支配機構の研究』序章(法政大学出版局、一九八六年)を参照。
- (2) 拙稿「大内氏の筑前国支配―義弘期から政弘期まで―」(川添昭二編『九州中世史研究』第一輯、文献出版、一九七八年)。
- (3) 大日本古文書家わけ第二十一『蜷川家文書之一』(東京大学出版会、一九八一年)。
- (4) 「朝敵」とは本来、朝廷に対する敵を意味するが、本史料では、室町幕府(將軍)に対する敵の意味で使用されている。
- (5) 綾部家文書応永五年閏四月二十二日渋川満頼施行状(『大宰府・太宰府天満宮史料』十三卷)。
- (6) 「伯家雜記」(同前)。

- (7) 近藤清石『大内氏実録』所収「大内系図」。
- (8) 『満濟准后日記』『看聞日記』等を見る限り、永享三年に大内盛見に対して治罰御教書・旗が下された形跡はない。
- (9) 「蜷川家文書之二」二八号(二)幕府奉行性通鑑書状案。
- (10) 拙稿「永享十二年少弐嘉頼赦免とその背景」(『地方史研究協議会編『異国と九州』雄山閣、一九九二年)。
- (11) 本多美穂「室町時代における少弐氏の動向―貞頼・満貞期―」(『九州史学』九一号、一九八八年)。
- (12) 前掲注(10)拙稿一二一―一二二頁。
- (13) 「蜷川家文書之二」二八号(四)幕府管領細川持之奉書案。
- (14) 「蜷川家文書之二」によると、二八号文書「大内氏文書案」は四通の文書からなっている。
- (15) 阿蘇家文書。前掲注(10)拙稿一二二頁参照。
- (16) 前掲注(2)拙稿二九九―三〇〇頁。
- (17) 佐田文書嘉吉元年十月五日室町將軍家御教書(『大宰府・太宰府天満宮史料』十三卷)に「九州事、就錯乱」とある。
- (18) 「蜷川家文書之一」二八号(三)幕府奉行性通鑑奉書案。
- (19) 前掲注(17)室町將軍家御教書。
- (20) 松岡久人「大内氏の豊前国支配」(『広島大学文学部紀要』一三卷二号、一九六四年)。
- (21) 佐田文書「嘉吉元年」十月廿三日佐田盛景請文(『大宰府・太宰府天満宮史料』十三卷)。
- (22) 毛利家文書嘉吉元年十月十四日室町將軍家御教書(同前)。
- (23) 「蜷川家文書之一」二八号(一)幕府管領細川持之奉書案。
- (24) 前掲注(2)拙稿二七四頁。
- (25) 「足利將軍御内書并奉書留」(『大宰府・太宰府天満宮史料』十三卷)。
- (26) 志賀文書(同前)。
- (27) 同前。
- (28) 田中健夫訳注『海東諸国紀』(岩波文庫、一九九一年)。
- (29) 光浄寺文書「太宰少弐藤原朝臣司馬少卿次第」(『大宰府・太宰府天満宮史料』十三卷)。
- (30) 前掲注(2)拙稿二九八頁。
- (31) 同前二七五頁。

- (32) 『蜷川家文書之一』五三号將軍足利義政袖判御教書案。
- (33) 大日本古文書『小早川家文書之二』一三二号・一三九号。引用の文書は一二九号。
- (34) 国立公文書館内閣文庫所蔵写真真版によって判断した。
- (35) 山口県文書館蔵興隆寺文書箱裏書。
- (36) 前掲注(2)拙稿三〇三頁。
- (37) 『親元日記』(統史料大成) 寛正六年九月十八日条。この文書の充所に大内教弘の名が見えるのは、教弘の死の情報が幕府に伝わっていないからである。幕府には十月七日に注進が到着している(『親元日記』 寛正六年九月三日条、十月七日条)。
- (38) 大日本古文書『吉川家文書之一』四八号。
- (39) 大日本古文書『小早川家文書之二』一四〇号。
- (40) 『斎藤親基日記』(統史料大成) 寛正六年十月二十二日条、『蔭涼軒日録』(同前) 寛正六年十月二十三日条。
- (41) 『史料綜覧』卷八、寛正六年九月十日条でも「幕府、少武教頼ヲ筑前守護ニ補ス」としている。
- (42) 『親元日記』 寛正六年六月五日条。
- (43) 『親元日記』 寛正六年七月十三日条。
- (44) 文明八年七月、彦岐の受職人三甫郎太郎は、朝鮮使節金貞貞に対して、南路(瀬戸内海)は兵乱のため統制がとれず、海賊が横行していることをのべ、「若自一岐州、由北海(日本海のこと)而行、則風便八日、可到若狭州、自若狭州、陸行三息、至伊麻豆(今津) 站、乗船由水路行、三息至沙可毛道(坂本) 站、陸行一息、至国王処(京都の室町幕府)、博多・一岐商販人、皆由此路往來」とのべている(『成宗実録』七年七月丁卯条)。宗成職はこの流通ルートを利用して使者を幕府に派遣したのである。
- (45) 宗成職は、寛正六年六月二十日、室町幕府から遣明船の対馬国内における警固を命じられている(『戊子入明記』所収同日付室町幕府奉行人連署奉書)。
- (46) 『国史大辞典』「蜷川親元」(桑山浩然氏執筆)。
- (47) 応仁の乱の主役の一人斯波義敏は、長祿三年ごろ大内教弘を頼って周防に下向した。寛正六年十月、斯波義敏は大内氏と「離絶」することが幕府から認められ、十月十六日に上洛した(『蔭涼軒日録』 寛正六年十月二日・十九日条)。